

産業廃棄物処理における排出事業者の主な責務

排出事業者責任：事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で 適正処理する義務があり、処理を他人に委託した場合も排出事業者に責任がある。

1 産業廃棄物保管基準の遵守

排出事業者は、自らの産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上の支障のないように保管しなければいけない。

[主な産業廃棄物保管基準]

- (1) 保管場所の要件
 - ・周囲に**囲い**の設置
 - ・見やすい場所に**掲示板**（縦横 60 cm以上）の設置
- (2) 保管場所からの**飛散、流出、地下浸透、悪臭**に対する必要な**防止措置**
- (3) 保管場所における**ねずみ、害虫等発生防止措置**

2 委託基準の遵守

排出事業者は、自らの産業廃棄物の処理（運搬、処分）を他人に委託する場合は、「運搬」は収集運搬業者に、「処分」は処分業者に、それぞれと委託契約（二者間契約）を締結するとともに、委託基準に従わなければならない。

[主な委託基準]

- (1) **許可業者**に委託
 - ・都道府県知事等の許可を受けた収集運搬業者、処分業者に委託すること。
 - ・委託しようとする廃棄物の処理が、産業廃棄物処理業者の「**事業の範囲**」（産業廃棄物の種類、積替え保管、処分方法など）に含まれていること。
- (2) 委託契約は**書面**にて行い、必要な事項についての条項が含まれ、必要な書面（許可証の写しなど）を添付すること。
- (3) 委託契約書及び添付書面は契約終了日から **5年間保存**すること。

3 処理状況の確認

排出事業者は、委託した廃棄物の**処理状況の確認（現地確認や聞き取り等）**を行い、その廃棄物の**発生から処分までの一連の処理が適正に行われるよう**、**必要な措置を講ずるよう努めなければならない**。（法第十二条第7項、第十二条の二第7項）

現地確認は努力義務であるが、処理業者とコミュニケーションをとり、適正処理を実質的に確認することは、排出事業者責任を果たす上で重要である。

[**罰則**] 委託基準に違反した場合、罰則が適用される可能性がある。また、委託の過程で不適正処理された場合は、措置命令の対象になる可能性もある。

4 マニフェストの交付と履行管理

マニフェスト制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理終了を確実に確認するための制度である。マニフェストの写しを受け取る際は、漫然と受け取るのではなく、運搬や処分終了日等の記載事項を確認し、不審な点があれば都道府県等に相談するなどの対応が必要である。

排出事業者は、最終処分までの処理が適正に行われるよう必要な措置を講ずる義務があり、マニフェスト制度により、最終処分についても確認することが義務付けられている。(以上、法第十二条の三各項)

[マニフェスト制度における排出事業者の主な義務]

- (1) マニフェストを交付するとき
 - ・産業廃棄物の引渡しと同時に、受託者にマニフェストを交付すること。
 - ・廃棄物の種類ごとにその都度交付すること。
 - ・交付したマニフェストは交付日から**5年間**保存すること。
- (2) マニフェストの写しを受け取る時
 - ・マニフェストの写しにより**運搬又は処分の終了を確認**し、送付を受けた日から**5年間**保存すること。
- (3) 受託者から一定期間内にマニフェストの写しが送付されないとき等の措置
 - ・速やかに産業廃棄物の**処理状況を把握**し、**適切な措置**を講じるとともに、**30日以内に都道府県知事等に報告**すること。
 - ・**一定期間**とは下記のとおり。

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B 2 票	交付から <u>90日超過</u>	交付から <u>60日超過</u>
D 票		
E 票	交付から <u>180日超過</u>	

[罰則] マニフェストの不交付、法定記載事項の不記載又は虚偽記載及び紙マニフェスト又はその写しを保存していない場合等は、罰則が適用される可能性がある。

5 マニフェスト交付等状況の報告

紙マニフェストを交付した排出事業者は、交付状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を都道府県知事等に提出することが義務付けられている。

(毎年6月30日までに、前年の4月1日から3月31日までの1年間の実績を報告)

[罰則等] 排出事業者のマニフェスト制度の遵守を徹底するため、マニフェストに関して法を遵守していない排出事業者に対し、市などの勧告に従わなかった場合の公表・命令措置が法で規定されており、命令に従わない場合には罰則が適用される可能性がある。